

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	火入れの許可
根拠法令及び条項	森林法 第21条第1項及び第2項
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当） 【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （火入れ） 第二十一条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、 荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許 可を受けてその指示するところに従ってでなければ火入れをしてはならない。 ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。 2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でな ければ同項の許可をしてはならない。 一 造林のための地ごしらえ 二 開墾準備 三 害虫駆除 四 焼畑 五 前各号に準ずる事項であって農林水産省令で定めるもの 3 第一項の市町村の長は、国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林 野又はこれに接近する森林若しくは土地について同項の許可をするには、あら かじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なけれ ばならない。 4 認定森林所有者等のうち第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変 更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定に よる認定があつたときは、その変更後のもの）において火入れに関する事項を 記載しているものは、第一項の規定にかかわらず、同項の市町村の長の許可を 受けなくて、農林水産省令で定めるところにより、当該火入れをすることがで きる。 【その他の基準となる法令・通知等】 <input type="checkbox"/> 森林法施行令 （火入れの許可を要する土地の範囲） 第三条の二 法第二十一条第一項の政令で定める範囲は、森林の周囲一キロメー トルの範囲とする。 <input type="checkbox"/> 森林法施行規則 （火入れ） 第四十七条 法第二十一条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、採草地 の改良とする。 2 認定森林所有者等は、法第二十一条第四項の規定により火入れをしようとす るときは、あらかじめ、火入れをする森林の所在する市町村の長に必要な指示 を求め、その指示に従って火入れをしなければならない。

審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。